メンタルヘルス対策講習会を開催しました!

令和7年2月 17 日、相模原市立産業会館において、相模原労働基準監督署共催での「メンタルヘルス対策講習会」を開催し、多数の事業場の皆様にご参加いただきました。

当署から、働き方改革及びメンタルヘルスに係る行政施策等について説明し、神奈川産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員 横山様からメンタルヘルス対策の必要性、具体的なメンタルヘルス対策等についてご説明いただきました。

第 14 次労働災害防止計画において、メンタルヘルス対策に係る事業者の皆様に 取り組んでいただきたいこととして、

ストレスチェック実施義務がない 50 人未満の事業場でもストレスチェックを行うこと。

- ・ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善を実施すること。
- ・職場のハラスメント防止対策に取り組むこと。 等があげられていますので、積極的な取組をお願いします。

事業場におけるメンタルヘルス対策について、神奈川産業保健総合支援センターではメンタルヘルス対策促進員による支援を無料で行っています。

神奈川産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策支援事業

http://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/53/



